

消費生活相談員担い手確保事業（消費者庁地方協力課）

令和7年度予算額 **55百万円**
（令和6年度予算額 35百万円）

資料 3-1

事業概要・目的・必要性

- 消費者安全法（平成21年法律第50号）では、地方公共団体における消費生活相談員の人材確保や質の向上のため、消費生活相談員の職を法律に位置付けるとともに、消費生活相談員に関する資格試験制度の創設や消費生活相談員の要件が規定されている。
- 全国の消費生活相談員の配置数は、社会全体の人手不足などを背景として減少傾向が続いており、特に地方での消費生活相談員の確保は喫緊の課題となっている。
- 本事業では、消費生活センターで相談業務等を担う人材の掘り起しとともに、消費生活相談の即戦力となるよう、必要な心構えや実践的な知識などを習得する機会を提供し、かつ消費生活センターの就労に向けた支援も併せて実施し、担い手不足への対応を図る。

事業イメージ

○消費生活相談員養成講座の開催

消費生活相談員資格の取得に向けた全国どこでも受講可能な養成講座を開催し、全国の消費生活センター等で勤務する消費生活相談員の担い手を養成する。また、国家資格試験の取得だけでなく、消費生活センターで円滑に勤務できるよう、消費生活相談員としての勤務に必要な知識等の習得なども行う。

資格試験対策講座＜資格者の増加＞

相談員養成講座＜質の向上＞

マッチング

資格取得者の就労支援
＜質の高い人材の確保＞

○就労支援、消費生活相談員の職の魅力発信

消費生活相談員の担い手確保に困難を課題に感じている地方公共団体の意向を伺いながら、担い手確保に向けた円滑な就労支援を実施する。また、消費生活相談員の職の魅力や仕事のやりがいなどの周知啓発を図り、人手不足が進む社会全体の中においても、全国の消費生活センターにおける消費生活相談員の担い手確保に向けた支援を行う。

資金の流れ



期待される効果

- 認知度向上に向けた周知啓発と幅広い層を対象とした講座の実施により、国家資格等の取得者が増加し、全国における消費生活相談員の担い手不足という課題の解消につながる。
- 全国どこでも受講可能な養成講座を実施することで、地域偏在なく就労が期待でき、質の高い消費生活相談の提供が可能となる。